

令和8年度 無償化に伴う施設等利用給付認定のご案内

私立幼稚園を利用する方で、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」の申請が必要となります。認定開始日は申請日より前の日付にさかのぼることはできないため、すみやかに申請をしてください。

1. 対象者

認定区分	子どもの年齢	要件
1号認定	満3歳～ 5歳児クラス	幼稚園（新制度未移行）の教育時間を利用していること
2号認定	3歳児クラス～ 5歳児クラス	・保護者の就労や疾病等により 保育の必要性 があること ・在籍園の預かり保育や認可外保育施設等を利用していること
3号認定	満3歳	2号認定の要件かつ市民税非課税世帯であること

※新制度移行私立幼稚園、浦安市立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設を利用する方は、施設等利用給付1号認定の対象となりません。

2. 給付の金額

認定を受けた子どもの保護者が幼稚園や認可外保育施設等を利用し、利用料を支払った場合に、給付上限額の範囲内で利用料相当額を給付します。

認定区分	対象となる費用	月額給付上限
1号～3号	保育料・入園料	25,700円 ※保護者が負担する保育料から給付額を差し引く方式での給付となります ※浦安市外の幼稚園に通う方は異なる方式で給付されることがあります
2号	預かり保育料	次のうち最も低い金額 ①支払った月額利用料 ②450円×利用日数 ③11,300円
3号	預かり保育料	次のうち最も低い金額 ①支払った月額利用料 ②450円×利用日数 ③16,300円

※特定子ども・子育て支援利用料以外の費用（日用品、教材費、食材料費等）は施設等利用給付の対象となりません。

※在籍している私立幼稚園で預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が指定の水準を満たしていない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も給付の対象となります。

※月途中で「利用開始」又は「利用終了」する場合及び「市外からの転出」又は「市外への転出」がある場合は、給付上限額が月割りになります。（月割りの計算方法は利用施設により異なります）

3. 認定申請に必要な書類 ①～③

浦安市ホームページからダウンロードできます。裏面をご確認ください。

① 施設等利用給付認定申請書

申込児童1人につき、1部必要となります。

（1号認定希望：表面のみ記入、2号・3号認定希望：表裏両面の記入）

② 保育の必要性の認定に係る証明書 ※2号・3号認定を希望される方のみ必要

保護者全員の、保育を必要とする事由に応じた証明書が必要となります。

保育を必要とする事由	必要書類
就労 ※常態として 月64時間以上	就労証明書（浦安市様式） ※個人事業主の方は、営業していることが分かる書類（開業届、業務受託契約書など）も提出してください。 ※育児休業中の方は、原則として認定対象外です。ただし、施設利用開始日よりも後に産前休暇を取得した場合は、育児休業中も認定対象となります。
出産	母子手帳表紙のコピー ※出産予定月の前2か月から出産月の後2か月まで
疾病	診断書（浦安市様式）
障がい	障がい者手帳のコピー
介護	介護状況報告書(浦安市様式) + 診断書（浦安市様式）または介護保険被保険者証の写し
求職	なし ※認定開始日から90日以内に就労証明書を提出してください。
就学	就学状況報告書（浦安市様式） + 在学証明書 + 時間割表

注記：浦安市様式は、浦安市ホームページよりダウンロードできます。

③ 非課税証明書 ※3号認定を希望される方のみ必要

保護者全員の、浦安市で市民税が課税されていない場合に必要となります。

令和8年4月～8月の認定を希望する場合	
令和7年1月1日の 住所地が浦安市外の方	「令和7年度」市区町村民税非課税証明書 ※令和7年1月1日にお住まいだった市区町村で発行されます。
令和8年9月～翌年3月の認定を希望する場合	
令和8年1月1日の 住所地が浦安市外の方	「令和8年度」市区町村民税非課税証明書 ※令和8年1月1日にお住まいだった市区町村で6月ごろに発行されます。

4. 認定申請の締め切りと提出方法

在籍する幼稚園が定める期日までに、園にご提出ください。

5. 認定後、申請内容に変更が生じた場合の手続き

認定後、申請内容に変更が生じた場合（例：雇用期間が更新された、退職した、転職した、妊娠した、育児休業を取得する、保護者が増えた、保護者が減ったなど）、認定変更申請書と保育の必要性の認定に係る証明書を提出してください。申請内容が現状と異なる場合、認定を取り消し、給付の対象外となることがあります。

また、施設等の利用中に浦安市外へ転出する場合、転出先の市区町村での認定、給付となりますので、転出先の市区町村で新たに施設等利用給付認定を申請ください。

6. 浦安市ホームページ「ページID」

浦安市ホームページの「サイト内検索」または「広報ページID検索」から下記ページIDを入力して検索すると、詳細が掲載されています。ぜひ、ご参照ください。

- 1026269 幼児教育・保育の無償化とは
- 1033676 保育の必要性の認定にかかる証明書

（問い合わせ先・提出先）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市保育幼稚園課 認定・入園係

☎：047-712-6439（直通）